



News Letter

平成28年11月5日
発行
第23号

労務管理トピックス

医療労務管理アドバイザー（特定社会保険労務士）
鈴木 秀 廣

地域別最低賃金が引き上げられました！

平成28年10月1日から茨城県最低賃金が771円に引き上げられました。パートタイマーや嘱託など雇用形態に関係なく、最低賃金を下回ることはできません。

【最低賃金額以上かどうか確認する方法】

- ・ 時間給制の場合 時間給 \geq 最低賃金（時間額）
- ・ 日給制の場合 日給 \div 1日の所定労働時間 \geq 最低賃金額（時間額）
- ・ 月給制の場合 月給 \div 1ヶ月平均所定労働時間 \geq 最低賃金（時間額）

【賃金から除外する手当等】

- ・ 臨時に支払われる結婚手当など
- ・ 1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賞与
- ・ 時間外割増賃金（早出・残業）
- ・ 休日割増賃金（休日出勤）
- ・ 深夜割増賃金（22:00～翌朝5:00の労働時間）
- ・ 精皆勤手当、通勤手当および家族手当

いつかはお役に立ちます

労務管理実務Q&A

医療労務管理アドバイザー（特定社会保険労務士）
高 橋 勉

Q. 医師の宿日直には当局の許可までは不要ですよね？

A. いいえ、医師などに宿日直勤務を行わせる病院は、管轄の労働基準監督署長から許可を得なければなりません。今年の夏、千葉県と埼玉県の県立病院が無許可での宿日直状態を「労働新聞」（平成28年8月29日号）に報じられています。

厚生労働省は宿日直の許可基準として「病室の定時巡回、異常患者の医師への報告あるいは少数の要注意患者の定時検脈」など軽度の業務に限定しています。宿日直勤務者が救急医療などの通常業務を行うことは許されず、許可を得るための重要なポイントは、「軽度の業務と通常業務の区分」となります。医療提供の停滞は許されません。そのためにも、事前の労働基準監督署への相談、もしくは当センターへご連絡ください。



ご不明な点がございましたら、医療勤務環境改善支援センターまでお問い合わせ下さい。

茨城県医療勤務環境改善支援センター（茨城県医師会内）

〒310-0852 茨城県水戸市笠原町489番地 TEL 029-303-5012 FAX 029-303-5116
http://www.ibaraki.med.or.jp/kinmu-kankyo/ E-mail : iryokankyo08@pure.ocn.ne.jp